

公告

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 1 項の規定に基づき，農地中間管理機構から所有者等を確認できない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので，同条第 2 項において読み替えて準用する同法第 38 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 22 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 申請に係る農地の所在，地番，地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
曾於市末吉町諏訪方開キ 2909-1	田	900
曾於市末吉町諏訪方開キ 2909-3	田	335

2 申請に係る農地の利用の現況

遊休農地

（現に耕作の目的に供されておらず，かつ，引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地：農地法第 32 条第 1 項第 1 号）

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続き後に，農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
曾於市末吉町諏訪方開キ 2909-1	令和 7 年 12 月 31 日（計画）	5 年	13,500
曾於市末吉町諏訪方開キ 2909-3	令和 7 年 12 月 31 日（計画）	5 年	5,025

5 その他参考となるべき事項

借賃に相当する補償金の額については，地域の平均賃料で存続期間借り受けた場合の借賃の合計 18,525 円と設定している。

曾於市末吉町の田 10a (1,000 m²) あたりの平均賃料は，3,000 円

$$900(\text{m}^2) \times 3,000(\text{円}/10\text{a}/\text{年}) \times 5(\text{年}) = 13,500(\text{円})$$

$$335(\text{m}^2) \times 3,000(\text{円}/10\text{a}/\text{年}) \times 5(\text{年}) = 5,025(\text{円})$$

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は，知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 6 日

(2) 提出先

鹿児島県農政部農村振興課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項